

## 平成30年度、ここが変わります！

新年度が始まり、市民の暮らしにかかわる制度や、負担額が変わります。

「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」の実現のため、子育て支援や医療・高齢者福祉、学校教育の充実により「定住」促進の取り組みを重点化、水産業・水産加工業、観光や商業の振興により「交流」「連携」の強化を図ります。



### 暮らし

#### 「景観推進事業」届出手続変更

市内全域において高さ 10m 超の建築物および工作物の新築、増改築、移転、外観変更、模様替え、色彩変更、また、面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為について、行為着手 30 日前までに届け出が必要

#### 「子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業」開始

市内に住宅を取得した子育て世帯や三世代同居世帯などに対し、上限 500 千円/件を助成  
(対象は転入者)

負担減

#### 小規模事業者サポート補助金

小規模事業者の経営計画に基づく、地道な販路開拓等に関する取り組みや、販路開拓とあわせて行う業務効率化の取り組みに対して、上限 400 千円/件を補助

#### 防犯灯 LED 化の推進(拡大)

防犯灯の LED 化を 5 年間で集中的に推進するため、平成 29 年度に見直しを行った「LED 防犯灯設置助成金」を拡大し、年度あたりの設置灯数を増やす



### 税金・保険料

#### 介護保険料の保険料基準額を年額 68,544 円に改定

給付費の増加や制度改正等により、保険料基準額を年額 62,352 円から 68,544 円に改定  
(改定率 9.93%)

#### 国民健康保険税の賦課限度額(医療給付費分)が 58 万円に

国民健康保険税の医療給付費分の賦課限度額が 54 万円から 58 万円に引き上げ

#### 後期高齢者医療保険料の賦課限度額が 62 万円に

後期高齢者医療保険料の賦課限度額が 57 万円から 62 万円に引き上げ

#### 後期高齢者医療保険料の被扶養者の軽減が変更

後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった方に対する均等割額の軽減が 7 割から 5 割に変更

#### 後期高齢者医療保険料の低所得者の所得割額軽減が変更

被保険者本人の「賦課のもととなる所得」が 58 万円以下の方に対する所得割額の軽減がなくなる

#### 国民健康保険税が引き下げに

被保険者の負担軽減を図るため、一世帯平均で 11.04%の引き下げを実施

#### 後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率が引き下げ

後期高齢者医療保険料の均等割額が、42,480 円から 41,400 円へ。所得割率が 8.54%から 8.02%へ引き下げ

負担減

#### 低所得者層に対する国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減措置が拡充

5 割軽減基準額が 基礎控除額 33 万円+27.5 万円(27 万円)×被保険者数に

2 割軽減基準額が 基礎控除額 33 万円+50 万円(49 万円)×被保険者数に

※カッコ内は引き上げ前の額



## 子育て

### 認定こども園整備助成事業

幼稚園から幼保連携認定こども園への移行にあたり必要な改修等に要する費用の一部を助成

### 「第三中学校の長寿命化対策」開始

安全な学校施設の早期整備に取り組む



## 健康

### 「国民健康保険の都道府県単位化」開始

各種申請や届出など被保険者の身近な窓口業務は市町村が行う。県と市町村が協力し運営を担うことで、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、制度の安定化を目指す。

#### 高額療養費制度における70歳以上の自己負担限度額(月額)が引き上げ

【平成29年8月診療分から平成30年7月診療分まで】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
		3回目まで	4回目以降
現役並み 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	14,000円/月	57,600円	44,400円

負担増

【平成30年8月診療分から】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
		3回目まで	4回目以降
課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	18,000円/月	57,600円	44,400円

### 「浦戸地区介護保険サービス確保対策事業」開始

浦戸地区への介護事業者の参入を促進するため、見学会やサービスを提供する事業者へ助成

負担減

### 国民健康保険加入者の高額療養費多数回該当の該当回数が県単位で通算されるように

高額療養費多数回該当とは、過去1年間のうちで高額療養費に4回以上該当した場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度。他市町村への転居の場合、資格喪失となり該当回数が通算されなかったが、県単位化により同一県内の転居の場合は、資格喪失とならず該当回数が通算されるように変更